

身体障害者等に対する 軽自動車税の減免



軽自動車やバイクを所有している人には、4月1日を基準日として軽自動車税が課税されますが、身体障害者等の人には、軽自動車税が減免される場合がありますので、次の事項に該当する場合には、お届の納税通知書を持参の上、早めに減免の手続きをしてください。また、これまで減免を受けている人でも、車両を変更した場合には、新たに申請手続きが必要となります。

減免対象

身体障害者等が所有している軽自動車等

障害がある人自身が運転するか、障害のある人のために同居の親族が運転する場合。

なお、身体障害者等が単身生活をしている場合は、この人を常時介護している人が運転している場合も対象になります。(1人1台に限りです)

身体障害者等が利用しやすい構造になっている軽自動車等

身体障害者で18歳未満である場合や精神障害者である場合には、障害者と生計を一にする人が所有する軽自動車等も対象になります。

障害の程度によっては、減免の対象にならないこともあります。詳しくは、お問い合わせください。

申請の時に必要なもの

納税通知書、身体障害者手帳・療育手帳または精神障害者福祉手帳等、車検証(原付等を除く)、運転免許証、印鑑

申請期限

納期限(6月2日(月)まで)

手続き場所

税務課市民税係
大和支所住民福祉課

問合せ 税務課市民税係 ☎0833(72)1400 / 大和支所住民福祉課 ☎0820(48)5320

光化学オキシダント被害防止等のお知らせ

光化学オキシダントとは

工場や自動車から排出される窒素酸化物や揮発性有機化合物等が、太陽の強い紫外線を受けると、光化学変化を起こし、「光化学オキシダント」に変質します。

気象条件によっては、この光化学オキシダントがたまって白く、もやがかかった状態になることがあり、この状況を「光化学スモッグ」と呼んでいます。発生しやすい気象条件は、4月から10月にかけて日差しが強くて気温が高く、風の弱い日です。この光化学オキシダントは、目や鼻等の粘膜を刺激するため、目がチカチカする、のどが痛い等の症状を起こすほか、ひどい場合は、頭痛、吐き気、息苦しい等の症状が出ます。

オキシダント警報等発令・被害発生時の対応

山口県大気汚染緊急時措置要綱に基づき、注意報等が発令された場合は、関係機関に連絡を取り、適切な措置をとることにしていますが、次の事に注意してください。

屋外での激しい運動は避ける/病弱な人、乳児、お年寄り、外に出ない

目などに刺激や痛みを感じたら、すぐに洗眼やうがいをする/症状のひどい場合は、医師の手当てや指示を受ける

被害を受けた場合は、次の機関に連絡をお願いします。
・ 周南健康福祉センター
☎0834(33)6428
・ 環境政策課
☎0833(72)1400

光化学オキシダント

情報発令状況の確認方法

次の方法で確認できますが、屋外活動をされる人は、Eメール登録をされておくことをお勧めします。

インターネットで 県の大気環境状況ホームページ【URL <http://homepage2.nifty.com/yamaguchi-talk/>】

Eメールで 県環境保健センターに FAX【083(924)3673】でメールアドレス・お知りになりたい地域名と連絡先を添えてお申し込みください。光化学オキシダント情報が発信されます。

電話で 県環境保健センターに電話【☎083(922)1822】すると24時間自動応答アナウンスで発令情報が得られます。